

規制シート(様式)

160197100920002

平成28年12月26日

規制の名称	勤労者財産形成基金(規約の認可等)	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第7条の9、11、24、26	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	勤労者生活課課長 平嶋 壮州
規制目的	勤労者財産形成基金規約等を適正なものとするにより、勤労者の計画的な財産形成を促進するため		
規制内容の概要	勤労者財産形成基金の設立、規約の定め及び解散等をする基金は厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 勤労者財産形成基金契約を締結しようとする事業主及び信託会社等は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	勤労者財産形成基金規約等を適正なものとするためには、引き続き当該規制が必要であるため。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		